

顧問エンジニア・サービス利用規約（以下、「本規約」と言います。）には、株式会社セットジャパンコーポレーション（以下、「当社」と言います。）が運営する顧問エンジニア・サービス（以下、「本サービス」と言います。ただし、そのオプションサービスも本サービスに含まれるものとします。）における、当社とサービス利用者の皆様（以下、「利用者」と言います。）との権利義務関係が定められています。利用者が本サービスを利用する際には、本規約の全文をお読み頂いたうえで、本規約に同意頂く必要があります。

第1条（本サービスの内容）

- 1 本サービスは、個別の委託業務（以下、「個別業務」と言います。）について、当社あるいは当社が委託するエンジニアによる利用者のIT関連のトラブル解決、電話相談、メール相談、書類の作成、コンサルティング、その他実作業等を行うサービスです。
- 2 本サービスの詳細については、本サービスに関するWEBページ又は当社が交付する別紙で定めます。
- 3 本サービスにおける個別業務には、無料で受けられる業務（以下、「無償業務」と言います。）と、有料で受けられる業務（以下、「有償業務」と言います。）がありますが、本規約はいずれにも適用されます。

第2条（契約の申込み及び登録）

- 1 本サービスの利用を希望する者（以下、「申込者」と言います。）は、本規約を遵守することに同意の上、当社が定める一定の情報（以下、「登録情報」と言います。）を当社に提供することで、本サービスの利用の申込みを行うことができます。
- 2 当社は、当社の基準に従って申込者の本サービスの利用の可否を判断して、当社がその利用を可と判断した場合に、その旨を申込者に通知します。当社がその通知を発信した時点をもって、本規約に基づく契約（以下、「本契約」と言います。）が利用者と当社の間に成立し、利用者は当社が指定するサービス開始日から本規約及び本契約に従って本サービスを利用することができます。
- 3 前項の規定に基づいて申込者の本サービスの利用を否と判断した場合であっても、当社はその理由について開示する義務を負いません。

第3条（登録情報の変更）

- 1 登録情報に変更があった場合、利用者は、当社所定の方法でその旨通知・連絡をするものとします。
- 2 利用者が前項の変更事項の通知・連絡を怠ったことによって、当該利用者に損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。

第4条（本サービスの提供方法とその環境構築）

- 1 本サービスの利用にあたり、利用者は、自らの責任と費用において本サービスを利用するため必要な機器（表示装置を含む）、通信環境等を準備するものとします。
- 2 本サービスを利用するにあたって、必要な推奨ネットワーク環境についてはその都度当社と利用者との間で合意により定めます。
- 3 前項に定める機器、通信環境設備についての保守及び保全は、利用者の責任と費用負担で実施するものとします。

第5条（作業場所の提供）

- 1 当社が本サービスを提供するために利用者の事業所等に立ち入ることが必要な場合、利用者は、本サービスの提供に必要な範囲で当社に対し、作業場所を提供するものとします。
- 2 当社は、前項に基づき提供された作業場所を本サービスの遂行目的以外の目的で使用しません。

第6条（資料の提供・管理）

- 1 当社は、利用者に対し、本サービスの提供に必要な資料等について、開示を求める場合があります。利用者が資料等の提供を拒み、もしくは遅延したことにより、又は、当該資料等の内容に誤りがあったことにより生じた本サービスの履行遅滞あるいは不完全な履行の結果について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2 当社は、利用者から提供された資料について、善良な管理者による注意をもって管理保管します。
- 3 当社は、利用者から提供された資料について、本サービスを提供する目的以外の目的で使用しません。
- 4 当社は、本サービスにおける個別業務が終了したときは、速やかに利用者から提供された資料を利用者の指示に従って返還又は廃棄します。

第7条（再委託）

- 1 当社は、事前の利用者の書面による承諾がある場合に限り、本サービスの個別業務の全部又は一部を第三者に再委託することができます。

- 2 当社は、前項の承諾に基づいて第三者に本サービスの個別業務の全部又は一部を委託する場合であっても、利用者に帰責性がある場合を除き、自ら遂行した場合と同様の責任を負うものとします。
- 3 第1項の承諾がある場合でも、再委託先がさらに第三者に再委託することはできないものとします。

第8条（料金及び支払方法）

- 1 本サービスにおける個別業務の中には無償業務が含まれますが、その内容については別紙で定めます（ただし、実費等を頂くことはあります。）。
- 2 利用者が当社に有償業務を依頼する場合、利用者は、別紙で定める対価を当社に支払うものとします。その支払方法についても別紙で定めます。

第9条（禁止事項）

利用者は、以下の各行為又はそのおそれのある行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (2) 当社、本サービスの他の利用者又はその他第三者の知的財産権、プライバシーの権利、肖像権、名誉権、パブリシティ権その他の権利又は利益を侵害する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 他人になりすまして本サービスを利用する行為
- (5) 当社のネットワーク又はシステム等への不正アクセス行為
- (6) 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度の負荷をかける行為
- (7) 本サービスの運営を妨害する行為
- (8) 当社の競合会社等が本サービスの調査目的で利用する行為
- (9) 本サービスの信用を害する行為
- (10) 反社会的勢力等へ利益を供与する行為
- (11) その他本サービスの運営にあたり当社が不適切と判断した行為

第10条（権利の帰属）

- 1 本サービスの個別業務の遂行の過程で生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、利用者又は第三者が從前から保有していた著作物の著作権を除き、当社に帰属するものとします。
- 2 当社は、前項に基づき当社に帰属する著作権について、利用者は個別業務の成果を利用するため必要な範囲内において、無償で使用することができるものとします。

第11条（免責）

- 1 当社は、本サービスの内容及び本サービスを通じて利用者が得る成果等について、その正確性、安全性、有効性（本サービスの利用により利用者の目的を達成できることを含む）、合法性、最新性、第三者の知的財産権その他の権利利益を侵害しないことについて保証しません。
- 2 当社は、本サービスにおいてデータのバックアップ等を行うことはありません。

第12条（秘密保持）

本サービスに関連して当社が利用者に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、利用者は、第三者に開示してはならないものとします。

第13条（個人情報）

本サービスに関連して、当社が利用者の個人情報を取得した場合、個人情報保護法及び関連するガイドライン等を遵守し、当社が別途定める「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）<https://www.setjapan.co.jp/privacypolicy/>」に従って、個人情報等を取り扱うものとします。

第14条（本サービスの停止又は中断）

- 1 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知又は連絡することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止又は中断することができるものとします。
 - (1) サーバ、通信回線その他の本サービスのための設備の故障、障害の発生またはその他の事由により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (2) 本サービスのシステムの保守、点検、修理、変更を定期的または緊急で行う場合
 - (3) 火災、停電などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、疫病の蔓延等その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (6) 法令による規制、司法命令等の適用により本サービスの提供ができなくなった場合

(7) その他、運用上、技術上当社が本サービスの一時的な停止又は中断を必要と判断した場合

2 当社は、前項に定める本サービスの全部または一部の一時的な停止又は中断により利用者に損害が生じたとしても、その損害について、一切責任を負わないものとします。

第15条（本サービスの内容の変更）

1 当社は、いつでも本サービスの内容の全部または一部を変更し、または提供を終了することができます。

2 当社が前項の措置をとる場合、当社は、利用者に対して、電子メールによる送信その他当社が適当と認める方法により通知・連絡するものとします。

3 当社は、本条第1項に基づき当社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切責任を負いません。

第16条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とします。ただし、本契約の契約終了日の1ヶ月前までに本契約を解約する意思を告知しない限り、本契約はさらに1年間延長されるものとし、それ以降も同様とします。

第17条（契約解除）

1 利用者が、次に定める事項のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると当社が判断するときは、当社は、事前に通知または催告をすることなく、直ちに、当該利用者に対する本サービスの全部または一部の提供を停止し、本契約を解除できるものとします。

(1) 本規約のいずれかの条項に違反したとき

(2) 登録情報に虚偽の事実または誤りがあったとき

(3) 利用者が過去に当社が運営するサービスの利用の停止等の処分を受けていることが判明したとき

(4) 利用者が支払停止もしくは支払不能となり、または利用者に対し破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあったとき

(5) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して、利用者が30日以上連絡・応答がないとき

(6) 反社会的勢力であることが判明したとき、または反社会的勢力となつたとき、あるいはこれらの者と何らかの関係があることが明らかとなつたとき

(7) その他本サービスを提供することが不適当であると当社が判断したとき

2 本条第1項に基づき、当社が本サービスの全部または一部の提供を停止し、本契約を解除したとしても、当社の利用者に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

第18条（損害賠償）

1 本サービスの利用により利用者に発生した一切の損害について当社が責任を負う範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、当該利用者に発生した通常損害に限定され、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害等、逸失利益について当社は一切責任を負いません。

2 何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、有償業務の場合、当社は、利用者が当該有償業務のために支払った対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとします。

3 何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、無償業務の場合、本条第1項に基づき、当社は、利用者に発生した通常損害の範囲を超えて、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害等、逸失利益について賠償する責任を負わないものとします。

4 当社に故意又は重大な過失がある場合、前3項の規定は適用されないものとします。

5 本契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、前4項は適用されませんが、当社は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、当社の過失（重過失を除きます。）により利用者に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当社または利用者が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。

6 利用者が本規約に定める事項に違反したことにより、当社が損害を被った場合、当社が当該利用者との本契約を解除したか否かに関わらず、当該利用者は当社に対して全ての損害を賠償する責任を負うものとします。

7 利用者と第三者との紛争、その他利用者の責に帰すべき事由に起因して費用（弁護士費用、証人費用、証拠収集費用及びその他の訴訟遂行上の合理的費用を含む）を負担することになる場合、当社は、現実に負担が生じる前で

あっても、その費用を利用者は支払わなければならないものとします。

第19条（存続条項）

本契約が終了した場合であっても、第10条から第13条、本条、第19条、第21条から第24条の規定の効力は存続します。

第20条（本規約の変更等）

1 当社は、いつでも任意の理由により、本規約の内容の変更、追加、または削除（以下、「変更等」と言います。）を行うことができるものとします。

2 当社は、本規約を変更等した場合、利用者に対して、電子メールによる送信その他当社が適当と認める方法により通知・連絡を行うものとします。

3 前項の当該変更等の内容を通知・連絡した後、利用者が本サービスを利用した場合には、利用者は本規約の変更等の内容に同意したものとみなします。

第21条（権利義務移転の禁止）

利用者は、当社の書面による事前の承諾のない限り、本規約によって生じる権利義務若しくは本契約の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはなりません。

第22条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第23条（準拠法）

本規約及び本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は日本法とします。

第24条（紛争解決）

1 本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に定める規定に疑義が生じた場合は、本規約の趣旨に従い、利用者及び当社において誠意をもって協議し、善後策を決定する。

2 本規約及び本契約に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上